# 呉市立下蒲刈中学校校務決裁規程

校番（１９）呉市立下蒲刈中学校

(目的)
第１条
　この規程は，別に定めるもののほか，校長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めることにより，決裁責任の所在を明確にし，校務の能率的な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)
第２条
　この規程において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。
(1) 決裁
　校長の権限に属する事務について，最終的に意思決定することをいう。
(2) 専決
　特定の事務について常時校長に代わって決裁することをいう。
(3) 代理決裁
　校長または専決をすることができる者(以下「決裁権者」という)が不在の場合に，決裁権者が決裁すべき事務について，一時決裁権者に代わって決裁することをいう。
(4) 不在
　出張，病気その他の理由により，決裁することができない状態をいう。

(決裁の順序)
第３条
　事務は，当該事務の担当分掌主任等(以下「主任等」という。)の決定を受け，必要に応じ関係分掌等の合議を経たのち，教務主任の決裁を経て，決裁権者の決裁を受けなければならない。

(代理決裁権者及び代理決裁の順位)
第４条
　決裁権者が不在の場合は，次表に掲げる決裁権者の区分に応じ，当該区分に掲げる代理決裁権者が同表に掲げる順位により代理決裁する。

| 決裁権者 | 代 理 決 裁 権 者 | |
|---|---|---|
| | 第１順位 | 第２順位 |
| 校　長 | 教　頭 | 教務主任 |
| 教　頭 | 教務主任 | 主任等 |
| 教務主任 | 主任等 | |

(代理決裁後の手続)
第５条
　代理決裁した事項については，速やかに後閲を受けなければならない。ただし，軽易な事項についてはこの限りでない。

(代理決定についての準用)
第６条
　前２条の規定は，決裁に至るまでの手続経過における意思決定の代理について準用する。

（専決事項）
第７条
　教頭，教務主任，主任等は，別表に定める事項について専決することができる。
２ 専決した事項については，必要に応じ，校長に報告し，または指示を受けなければならない。

（類推による専決）
第８条
　この規程により，専決する職員は，前条に掲げられていない事項でも，その性質が軽易に属し，専決事項に準じ処理してよいと類推されるものは，専決することができる。

（専決事項の特例）
第９条
　この規程に定める専決事項であっても，次に掲げる事項は，校長の決定を受けなければならない。
(1) 重要または異例であると認めるもの
(2) 先例となると認めるもの
(3) 紛議論争があるものまたは将来その原因になると認めるもの
(4) 校長の特命により起案したもの
(5) その他，校長の決定を受ける必要があると認めるもの

（その他）
第 10 条
　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し，必要な事項は校長が定める。

付則
　この規程は，平成２５年４月１日から施行する。
　この規程は，平成３１年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

| 専決事項 ＼ 決裁区分 | 教　頭 | 教務主任 |
|---|---|---|
| 1　法定表簿等の記入等に係る留意事項 | ○ | |
| 2　学校外への連絡・調整，対応 | ○ | |
| 3　定期的な学校施設の目的外使用許可の決定 | ○ | |
| 4　PTA 執行部等との連携に関することで軽易なもの | ○ | |
| 5　消耗品等軽易な物品の購入事務 | ○ | |
| 6　教育活動等における変更の軽易なもの | ○ | |
| 7　学校外への発信文書，安心ネット配信文書 | ○ | |
| 8　学校徴収金の収支決算等の点検 | ○ | |
| 9　生徒指導上の対応で軽易なもの | ○ | |
| 10　日課表の変更の軽易なもの | | ○ |
| 11　補勤の配置及び時間割の変更等 | | ○ |
| 12　週案作成に係る留意事項等 | | ○ |
| 13　校内作成文書等の軽易なもの | | ○ |
| 14　学年及び分掌間の連絡・調整で軽易なもの | | ○ |
| 15　各学年・分掌の所管事務で軽易なものまたは定例的なもの | | ○ |